



監査報告書

令和 5年 5月25日

社会福祉法人きたはりま福社会

監事 遠藤隆義 
監事 池田博文 

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

記

- 1 実施日 令和5年5月25日(木) 午前9時30分～午後4時30分
- 2 実施場所 特別養護老人ホームしあわせ荘 介護教育室
- 3 監査内容 理事の職務の執行、法人の業務及び財産の状況
計算書類及び事業報告などの確認調査
- 4 調査書類 令和4年度の事業報告書及び決算関係書類
- 5 監査意見 別紙

監査意見書

1 調査方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。


2 監査結果

- (1) 当法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はない。
- (2) 理事会及び評議員会は、定款、諸規程に基づき開催されており、議決内容も適正に処理されている。議事録や資料も適正に保管されている。
- (3) 法人及び各事業所（多可、神戸、姫路、三木）の令和4年度決算は、定款及び社会福祉法人会計基準に基づき適正に処理されている。
- (4) 三木事業所の小規模多機能みずきにおいて、三木市より一部効力停止の行政処分がなされたことは、誠に遺憾である。今後、信頼回復に向けて、抜本的に管理体制を改め、信頼回復と適正な運営に努めること。
- (5) コロナ禍で全ての事業所において新型コロナクラスターが発生し、多数の職員が休まないといけない状況下、出勤できる職員に限られたなかで、職員一丸となり非常に良くやっている。また、多可事業所の新しい施設建設に向け是非とも頑張ってもらいたい。

監査報告書

令和 5年 5月25日

社会福祉法人きたはりま福祉会
理事長 大西 康德 様

監事 遠藤 隆義 

監事 池田 博文 

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)第2条の33各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び財産書類の監査結果

会計監査人米田光一郎氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。